

# 巻頭言



社団法人 仮設工業会  
会長 鈴木 芳美

## 新しい年を迎えて

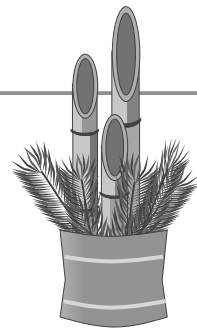
新年明けましておめでとうございます。皆様には2008年の正月を明るく晴れやかに迎えられ、気持ちを新たにされておられることと存じます。当（社）仮設工業会も、昭和43年5月に当時の労働省から設立を許可されて以来、本年は設立40周年という記念の年を迎えることとなりました。

本会は設立以来、終始一貫して、「認定制度に基づく仮設機材の認定」、「承認制度や単品承認制度に基づく仮設構造物等の承認」、「適用工場制度に基づく経年仮設機材の管理」等の業務を通して、仮設構造物等に係る労働災害の防止とその工事施工の円滑化に向けて、地道な取り組みを続けて来ました。その間、会員各位からはもとより、関係業界、厚生労働省関係部局、労働安全衛生総合研究所、労働災害防止団体はじめ、関係各位から多大なご理解とご協力を賜ってまいりましたことに対して、厚く御礼申し上げるとともに、本年も変わらぬご支援をお願いする次第です。

昨年は、ジェットコースターや飛行機の点検に係わる衝撃的な事故がありました。また、土産用のチョコレート菓子や餅菓子の賞味期限の改ざん、鶏肉、牛肉などの食品の原材料の偽装、そして建築用耐火材の性能のごまかしや鉄筋不足のマンション工事とその販売等々の事件もマスコミを賑わしました。これらの人間の生活に不可欠な「食べ物」や「住まい」の安全や安心に直結する事件は、人々の関心を大いに集め、また、そうした仕事に携わる企業にとっては、その責任の重大さをあらためて思い起こさせた感がありました。企業倫理が問われ安全神話の崩壊が言われた1年だったように思います。

これらの事件報道に接して、本会の役割と使命である「仮設構造物及びその構成機材について構造基準、使用基準の設定や周知」、「それらに基づいた試験・検査、技術指導」等についてあらためて思いを致すと、本会の使命・役割の責任の大きさと重要性とを今更ながら再認識する機会にもなった気がします。すなわち、本会が行っている試験業務や検査業務は、安全で安心なそして使いやすい仮設機材や仮設構造物を世の中に提供するための大前提となるものです。これら本会の日常的な活動は、これまでの40年の歴史の中で培ってきた技術力、経験、ノウハウ等に裏打ちされたものであり、誰にも負けない自信と誇りを持っています。であるからこそなお一層、常に信頼性の高い試験活動等を通して、会員各位をはじめ顧客の皆様の納得と満足を得られるように、ひいては仮設構造物に係る労働災害の防止と仮設工事の円滑化に結びつくように、努力を続ける必要があるとあらためて覚悟を新たに思ういたします。

仮設構造物や仮設機材が建設工事等を行うに当たって必要欠くことの出来ないものではあることは、関係者であれば良く御存知の通りです。その反面、これらの仮設構造物や仮設機材は工事完了とともに撤去されてしまうことから、世の中の一般の方々には、その存在を知って頂く機会も少なく、注目を浴びることが希な「黒衣」役であると言う宿命を負っています。ましてや、それら仮設機材等の試験や評価のための仕事は、さらにそれを陰で支える「縁の下の力持ち」役です。これらの仕事は、派手さの無い全く目立たないものではありませんが、安全・安心のためには絶対に欠かせない役割です。本年も役職員一同、黒衣役のさらにその縁の下の力持ち役に徹して、これまで通りに地道に一步一步ではありますが、頑張って参りたいと思っております。また、こう言った本会の地道な活動や業務についても、広く一般の方々からの十分な認識や理解を頂くための広報にも力を入れて参らねばならないと思っております。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 年 頭 所 感

厚生労働省労働基準局  
局長 青木 豊

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様の御健康と御繁栄を心よりお祝い申し上げます。

さて、昨年12月に、「労働契約法」及び「最低賃金法の一部を改正する法律」が成立しました。これらの法律は、就業形態の多様化や個別労働関係紛争の増加などに対応して、個々の労働者と使用者の間のルールを確立、また、最低賃金がすべての労働者の安全網として十全に機能するためのものであり、大変重要な法律であると考えております。

また去年は、国民生活において、安全や安心の確保が大きな課題となった年でありました。労働基準行政においても、こうした観点に立って、労働者の安全や健康を守るとともに法定労働条件の確保や迅速で的確な災害補償に努めていく必要があると考えております。

加えて、労働者の働き方が多様化する中、仕事と生活を調和しつつ、その意欲と能力を生かして充実した生涯を送れるようにしていくことも重要な課題であると考えています。

年頭に当たりまして、このような労働基準行政の課題を今一度確認するとともに、本年は次のような施策を中心に取り組んでいきたいと考えています。

第一は、第168回臨時国会で成立した労働契約法と最低賃金法の一部を改正する法律についてです。

労働契約法については、個々の労働者と使用者との間の紛争が増加基調にある中で、労働契約に関する基本的なルールを明確化する新法です。これにより、使用者の合理的な行動が促され、紛争が未然に防止されて労働者が安心・納得して働くことができるようにな

ると考えていますが、その実効性を高めるために、法律の趣旨をしっかりと周知・徹底することが重要であると考えています。

今後は、現在の判例法理や実務に即した適切な法律の解釈・運用が行われるよう、分かりやすいパンフレットを作成し、これを活用して周知するなどにより理解の促進に努めてまいりたいと考えます。

最低賃金制度については、就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応し、賃金の低廉な労働者の最低限度の賃金水準を保障するセーフティネットとしてより一層適切に機能するようにするため、最低賃金法が改正されました。今後は、各都道府県の地方最低賃金審議会において、今回の法改正の趣旨に沿った審議をしていただき、その結果に沿って、現下の雇用・経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講じてまいりたいと考えています。

第二は仕事と生活の調和についてです。

労働者の働き方が多様化するとともに、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展し、特に子育てを担う世代でもある30歳代の男性を中心とした長時間労働が深刻化する中で、誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会を実現することは重要な課題であると考えています。

このため、昨年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえ、働く人々の健康が保持され、家族や地域・友人などとの充実した時間や自己啓発のための時間などを持てる豊かな生活ができる社会を実現するための社会的気



運の醸成を図るとともに、労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組を通じ、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進を引き続き図るなどの企業の取組の促進、長時間労働抑制のための重点的な指導の実施等に取り組んでまいります。

第三は過重労働・メンタルヘルス対策についてです。

労働者の健康面について見ますと、近年、過労を原因とする脳・心臓疾患の労災請求・支給決定件数が高水準で推移しています。

また、仕事上のストレスによる精神疾患についても大幅に件数が増加し、昨年度はともに過去最高となるなど、大変憂慮すべき状況となっています。

過重労働対策については、時間外・休日労働の削減、長時間労働者に対する医師の面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底など、事業者が講ずべき措置について、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、引き続きその実施の徹底を図ってまいりたいと考えております。また、本年4月からは労働者数50人未満の小規模事業場においても面接指導制度の適用が始まりますので、全国の地域産業保健センターに面接指導の窓口を開設する等の体制整備に取り組んでまいります。

メンタルヘルス対策については、事業場において対策に取り組むに当たって、労働者が相談しやすい環境の整備やメンタルヘルス不調の早期の気づきと迅速な専門機関での対応の促進が重要であることから、一定の要件を満たしたメンタルヘルス相談の専門機関を登録・公表することにより、メンタルヘルスに係る優良な事業場外資源の確保を図るなど事業場に対する支援をより一層充実させ、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

第四は第11次労働災害防止計画についてです。

現行の労働災害防止計画（第10次労働災害

防止計画）が本年3月末で終了することから、現行計画期間中に進めた安全衛生対策の進捗状況や成果について評価を行い、今後の課題、必要な対策を明らかにした上で、平成20年度を初年度とする5カ年を計画期間とする「第11次労働災害防止計画」を新たに策定いたします。

現状認識として、労働災害全体のリスク低減対策とともに、重篤な労働災害に対する個別対策の充実が重要な課題と考えています。

具体的には、労働災害のリスク全般を低減するための「危険性、有害性等の調査等」の普及促進、機械・設備等による重篤な労働災害を着実に減少させるための具体的対策の充実、事業場におけるメンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策の効果的な推進、危険・有害な化学物質の適切な管理及び情報提供の計画的な推進を重点対策として掲げ、引き続き、労働災害の防止に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

第五は労働保険の適用・徴収の着実な推進についてです。

労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の一掃対策に取り組んでおり、今年も職権による成立手続の実施等、引き続き推進してまいります。

また、社会保険と労働保険の徴収事務の一元化に係る取組については、平成21年度から、労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届提出の時期を統一することとしたところであり、その円滑な実施に向け準備を進めるなど、引き続き、徴収事務の一元化を推進してまいります。

最後に、今後とも、労働基準行政に対する一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年の皆様の益々の御活躍を祈念し、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 所 感

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課  
建設安全対策室長 小松 克行

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、社団法人仮設工業会の皆様方には、安全な仮設機材の製造とその管理を通じ、労働災害の防止に御貢献いただくとともに、労働安全行政の推進に御協力を賜りましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

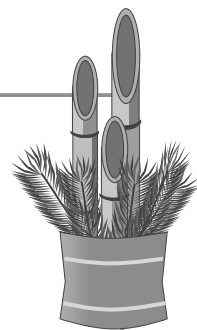
さて、建設業における労働災害の発生状況は、関係者のご尽力により、死傷災害については、昭和53年以降、これまで一貫して減少してきています。死亡災害についても、昭和36年をピークとして長期的には減少傾向で推移してきておりますが、今なお、全産業の死亡災害のうち3割以上が建設業で発生する状況にあり、今後さらなる減少を図っていく必要があります。

建設工事においては、足場、型わく支保工等の仮設機材が多く使用されており、これらの設備は施工技術の発展や材料の進歩等が進み、工事の安全の確保や作業の効率化に大いに寄与しているところですが、反面で不適切な管理や使用によって発生する労働災害も後を絶ちません。平成19年においても、荷揚げした鉄筋材料の重量により、スラブ型わくが崩れ落ち3名が負傷する重大災害等が発生しており、仮設機材の安全確保は、重要な課題となっております。

厚生労働省では、昨年3月に「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」を改正し、これまでの元方事業者による統括管理と併せて、関係請負人を含めたりスクアセスメントの実施を、自主的な安全衛生活動の推進を重要な柱として位置づけ、労働災害防止対策を推進しております。このような状況の中、建設業者がリスクアセスメントの結果に基づき、積極的に改善を進めるためには、安全で使いやすい機材の普及も重要な課題となってきます。仮設機材メーカーやリース業者の皆様方におかれましては、さらなる仮設機材の安全性の向上を図るとともに、より使いやすい仮設機材を開発し、誰もが安全で安心して働くことのできる作業環境の実現に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

建設現場における労働災害防止のためには、施工する建設事業者の努力のみならず、仮設機材メーカーやリース業者各位の御協力も不可欠であります。社団法人仮設工業会会員の皆様方の、労働災害防止に対する取組への一層の御支援と御協力をお願いするとともに、今後、益々の御発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成20年1月



～厚生労働省通達（速報）～

**「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない  
単管ジョイントの使用禁止等の徹底について**

今般、下記のとおり厚生労働省より本会に対し、平成19年12月3日付の通達がありましたので速報としてお知らせいたします。

本通達は、足場の単管ジョイントにボンジョイントを使用していたために死亡災害が発生したので、「足場の単管ジョイントとしてボンジョイントを使用してはならないこと」を警告するとともに、譲渡等を行う場合には「昭和62年9月18日付け通達」による所要の措置を再度周知徹底するように要請するものであり、ボンジョイントの譲渡等を行う関係会員にあっては、所要の措置について再確認されるようお願いいたします。

なお、本会では、今後も通達の趣旨に基づき、引き続き関連記事を掲載することを予定しております。

基安安発第1203002号

平成19年12月3日

(社) 仮設工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

**「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について**

労働災害防止対策の推進につきましては、常日頃から格別の御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、一般に「ボンジョイント」と呼ばれる継手金具（カラーに取り付けられているねじを回すに従い、ほぞ部が広がり、単管の内側にほぞ部が圧着することにより抜け止め機能が働く構造のものであって、その他の抜け止め機能のないもの。）は、抜け止め機構が圧着方式のため、引張試験の強度が極めて低いこと等から、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格を具備しておらず、ボンジョイントを単管足場用の単管ジョイントとして譲渡し、又は貸与することは労働安全衛生法で禁止されています。このため、貴会に対しましては、昭和62年9月18日付け基発第549号の2（別紙参照。以下局長通達という。）により、その使用禁止等

を要請したところです。

しかしながら、現在でも足場の単管ジョイントとしてボンジョイントが使用されており、残念なことに、別添のとおりボンジョイントを単管ジョイントとして使用したことが原因となって死亡災害が発生いたしました。原因となったボンジョイントは貴会の会員事業場が製造したものであったことも併せて判明しました。

現行法規ではボンジョイントの生産自体は禁止されていませんが、現在の生産量からみると、これからも単管足場用の単管ジョイントとして使用されることが強く懸念されるところです。

つきましては、ボンジョイントを使用することによる労働災害を根絶するため、再度貴会の会員に対して局長通達の内容を周知徹底していただきますようお願いいたします。

(別添)

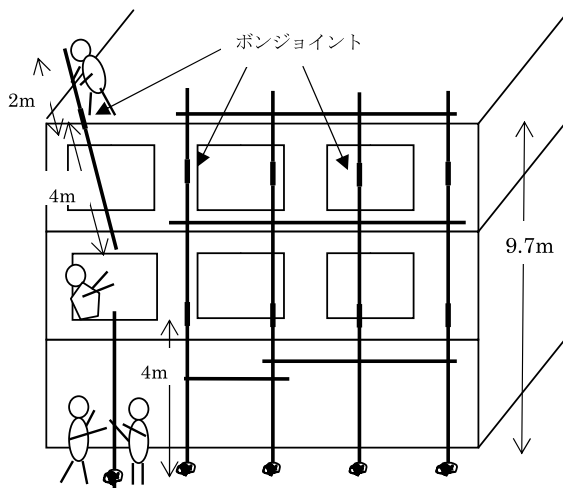
**単管ジョイントにボンジョイントを使用して発生した災害の事例**

高さ約9.7メートルの3階建てビルの側面モルタル塗装、焼き付け塗装、屋上防水塗装工事に伴い、ビルの周囲に単管足場を組み立てる作業時に災害は発生した。

足場の建地は、2メートル、4メートル、4メートルの合計3本の単管をつなぎ合わせた、延長10メートルのものを、1.8メートル間隔で設置するものであった。建地の組み立て方法は、①地上において労働者2名が4メートルの単管を支えて建て、②屋上部分からは労働者1名が2メートルと4メートルの単管をつなぎ合わせたものを下ろし、③建物の中間の高さにおいて労働者1名が上から下ろしてきた単管と下で支えられている単管をつなぎ合わせるというものであった。

各単管をつなぎ合わせるジョイントは、切り欠き式によって抜け止め機能を有するものもあったが、大半は摩擦接合式の「ボンジョイント」が使用されていた。

14本の建地を建て終わり、15本目を建てるために、屋上の労働者が2メートルと4メートルの単管をつなぎ合わせたものを順次下ろす作業中に、上側の2メートルの単管を持った時、ボンジョイントで接合されていた下側の4メートルの単管が外れて鉛直方向に落下し、直下にいた労働者に激突し死亡した。



(参考)

### ボンジョイントの構造

カラー部分のねじを回すに従い、ほぞ部が広がり、単管の内側にほぞ部が圧着することにより抜け止め機能が働く。

抜け止め機構が圧着式のため、引張試験の強度が極めて低く、単管ジョイントとしての規格を具備していない。

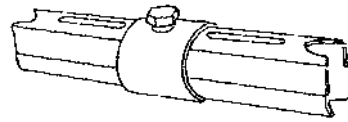
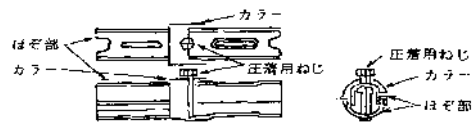


写真1

単体としてのボンジョイント。



写真2

ボンジョイントを使用して、片側のみに単管を接続した状態。



写真3

ボンジョイントを使用して、両端に単管を接続したものの。

(注) 以下は、本会において、昭和62年9月18日付通達の主要部分を抜粋したものです。また重要な事項を太字で強調しています。

(別紙)

基発第549号の2  
昭和62年9月18日

(社) 仮設工業会会長 殿

労働省労働基準局長

**「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について**

労働災害防止対策の推進につきましては、常日頃から格別の御協力を賜わり、感謝申し上げます。

さて、我が国の労働災害につきましては、貴会をはじめ関係各位の御協力により、年々減少する傾向にあります。今なお、年間86万人の方々被災する状況にあります。

なかでも、足場などの仮設構造物に係る労働災害が多発しており、作業現場において適切な仮設構造物を設置することは、労働災害防止上、非常に重要であります。

このため、鋼管足場については、従来より「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」(昭和56年12月25日労働省告示第103号。以下「規格」という。)において所要の規定が定められているところであります。

しかしながら、最近、建設現場において、一般に「ボンジョイント」と呼ばれている継手金具(カラーに取り付けられてるねじを回すに従い、ほぞ部が広がり、鋼管の内側にほぞ部が圧着することにより抜け止め機能が働く構造のものであって、その他の抜け止め機構のないもの。以下「ボンジョイント」という。)が使用されるようになり、単管足場用の単管ジョイントとしても使用されている例が見られるところであります。当該ボンジョイントは、①抜け止め機構が圧着方式のため、引張試験の強度が極めて低いこと、②抜け止め機能がねじの締付けの程度で圧着の度合が異なるた

め、当該機能が確実に働いていることの確認ができないことなどから、単管ジョイントとしての規格を具備していないものであります。

つきましては、ボンジョイントが単管足場等の継手金具として使用されることによって発生する労働災害の防止を図るため、貴会の会員に対し、下記事項についての指導方を要請いたします。

なお、(以下略)


記

1. ボンジョイントを単管足場の単管ジョイントとして譲渡し、又は貸与しないこと。
2. ボンジョイントを型枠支保工、作業構台など単管足場以外の構造物の継手金具として譲渡、又は貸与する場合には、次の事項を明記した文書を添付するとともに、譲渡又は貸与を受ける者に対してその旨の十分な説明を行うこと。
  - (1) ボンジョイントは、単管足場用の単管ジョイントとして使用できないこと。
  - (2) ボンジョイントを単管足場以外の継手金具として使用する場合であっても、あらかじめ、その強度上の安全性について十分検討を行い、その安全性を確認した上で使用すること。
3. カタログ等については、譲渡又は貸与を受ける者にボンジョイントが単管足場用の単管ジョイントとして使用できるというような誤解を与えないよう適正な内容とすること。
4. (略)

# マル仮マーク（)の無い くさび緊結式足場部材に注意！

仮設工業会事務局

本件に関しては、平成16年11月号の会報において注意喚起の記事を掲載しましたが、その後の状況を踏まえ、改めて再度、注意喚起するものです。

すでに周知されているとおり、くさび緊結式足場の支柱、布材、ブラケット、斜材等の部材については、仮設工業会が定めた認定基準があります。そして、メーカーに対する認定検査制度により、これらの製品の工場における製造過程において適正に品質管理がなされ、かつ、これらの認定基準に適合していることが確認された仮設機材には、認定検査に合格したことを示す認定検査済の刻印（)を打刻することとなっています。

しかしながら、最近また、くさび緊結式足場の部材について、マル仮マークの無い仮設機材が流通しており、安易に使用されているとの情報が本会事務局に報告されています。

また、ある情報によると、海外のある工場でこれらの部材が製造されており、そうした製品が、1日1コンテナ、月30コンテナ程度日本に輸出されているともいわれています。

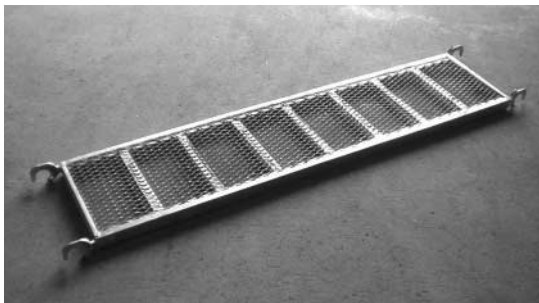
そうした工場では、日本のメーカー数社の模造品が製造され、製品の販売にブローカー等が関係しているとの情報もあります。

本会の認定品については、部材試験等を実施し、かつ、製造工場の品質管理について十分検査を行った上で当該製品の安全性を確認していますが、マル仮マークのないこれらの製品は、材料、加工方法、構造、性能等が不明であるため、安全上問題があるものもあるとみられます。

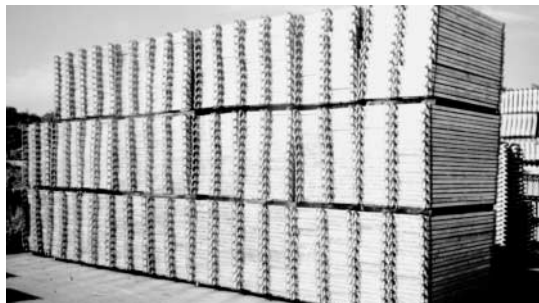
また、認定品の中に、こうした安全性が確認されていない製品が混入して使用された場合、足場の安全管理上大きな問題となります。

特に、くさび緊結式足場については、支柱、布材、ブラケット、斜材等の緊結部分の多くが、摩擦接合により結合することから、認定品と非認定品の製品が組み合わされて使用されていた場合、緊結性能の信頼性が低下することは否めません。

ご承知のとおり本会では、平成15年7月に「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」を作成し、これらの足場の高さが



エキスパンドメタル製床付き布枠



エキスパンドメタル製床付き布枠



31m以下の場合の組立て及び使用基準を示し、これらの足場を安全にご使用いただくための基準を示しています。

これらの基準は、あくまで前に述べた部材試験や6層3スパン等の実大試験等を数多く実施して定めたものであり、製造工場の品質管理が適正に行われた仮設工業会の認定品について適用できるもので、安全性が確認されていない製品については、この基準を適用することはできません。

したがって、リース会社においても、こうした製品を購入しないようにしていただく必要があります。

また、ハウスメーカーを始めとする建設会社等ユーザーにおいても、使用する製品が認定品であることを認定合格証で確認するとともに、現場のパトロール等の際、認定品が使用されていることを刻印等により確認していただきますようお願いいたします。

今後も建設現場の安全確保のため、メーカー、リース会社、建設会社等の関係者が力を合わせ、安全性の確認されていない製品を購入使用することがないようにしていただきたいと思います。

#### 1. リース会社の対応

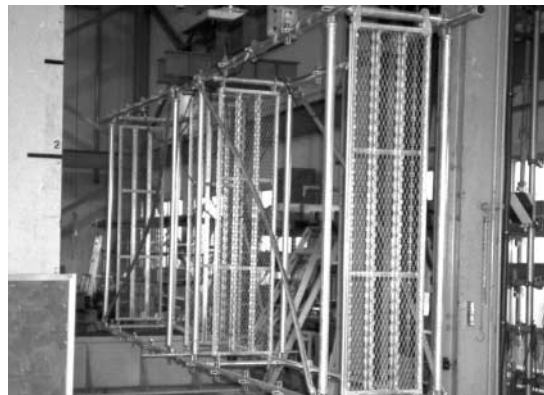
- (1) 安全性が確認されていない製品（非認定品）を購入しない。
- (2) 購入する場合は、製品が認定品であることを認定合格証で確認する。
- (3) 機材センター受入れの際、製品が認定品であることをマル仮マークの刻印の有無で確認する。

#### 2. 建設会社等（ハウスメーカーを含む。）ユーザーの対応

- (1) 使用する製品が認定品であることを認定合格証で確認する。



くさび緊結式足場の実大試験例

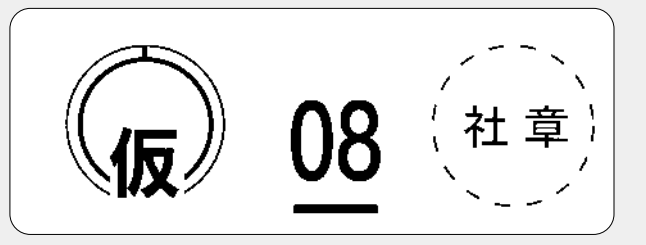


くさび式足場用斜材の試験例

- (2) 現場受入れの際、製品が認定品であることをマル仮マークの刻印の有無で確認する。
- (3) 現場のパトロール等の際、現場で使用されている製品が認定品であるとともに、認定品の模造品が混在されて使用されていないか確認する。

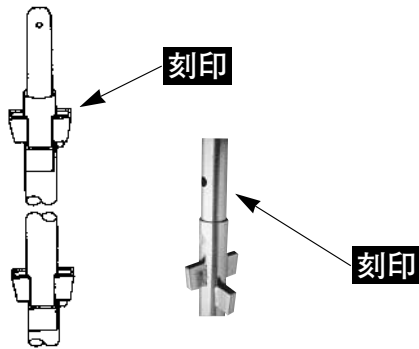
### 認定品の刻印について

- ① マル仮マーク
- ② 製造年並びに上期及び下期の別
- ③ 製造会社名（社章）

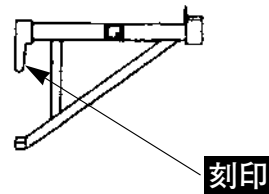


認定品の刻印位置は次のとおりです。(☉) マークの有無をご確認ください。

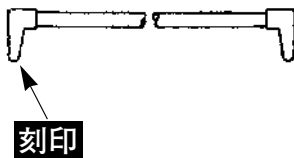
①緊結部付支柱



③緊結部付ブラケットの例



②緊結部付布材の例



④床付き布枠 (エキスパンドメタル製) の例



## 適用工場見学会 開催

平成19年11月6日(火)、(株)ミルックス 本社機材サービスセンター(千葉県船橋市)において、適用工場見学会が開催された。

今回の適用工場見学会は、昭和62年に開催された後、約20年ぶりに開催されたもので、久しぶりの開催ということもあり、140名を超える多くの申込みがあったが、会場の都合上、やむを得ず参加者を80名に限定し開催された。

当日は、西船橋駅から2台のバスに乗車して会場入りした後、本会の寺嶋専務理事及び(株)ミルックス 本社機材サービスセンター 照井所長の挨拶の後、場内の概要説明等が行なわれた。その後A班～D班の4班に分かれ、それぞれの班ごとに場内を見学した。見学の後、多くの参加者から様々な質問があり、有意義なうちに見学会を終えることができた。なお、主な内容は次のとおりである。

- |                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 1. 開 会             | 社団法人 仮設工業会 専務理事 寺嶋 千明              |
| 2. 挨 拶             | (株)ミルックス 本社機材サービスセンター所長 執行役員 照井 秀一 |
| 3. 機材サービスセンターの概要説明 | 同 上 事業部場内管理グループ長 神野 剛              |
| 4. 見学に際してのお願い事項の説明 | 同 上 技術部 技術部長 吉森 美成                 |
| 5. 場内見学            | A班～D班の4班に分かれ見学                     |
| 6. 質疑応答            |                                    |



# 平成19年度 研修・講習会のご案内

■ 申込受付は各講習とも開催日の2カ月前からです。申込は現金書留でお願いいたします。 ■

## 計画作成参画者の厚生労働大臣が定める研修

労働安全衛生規則別表第9の資格欄（型わく支保工、足場）の工事に係わる厚生労働大臣が定める研修  
共催：社団法人 仮設工業会 建設業労働災害防止協会開催地支部

受講料 1名19,000円

講習時間 1日目 9:00~17:00 2日目 9:00~16:00

地区	開催年月日	開催場所	申込先（電話番号）
北海道	1月31日(木)	北海道建設会館	建設業労働災害防止協会北海道支部 ☎011-261-6187 〒060-0004 札幌市中央区北四条西三丁目 北海道建設会館
	2月1日(金)	札幌市中央区北四条西三丁目	

## 機材センター総合管理講習会

### ●開催趣旨

平成18年4月の経年仮設機材管理基準適用工場規程の一部改正により、本会の適用工場の認定を受けている機材センターやこれから適用工場の認定を取得しようとする機材センターにおいて、当該機材センターを管理する仮設機材管理者は、これまでの「仮設機材管理者講習会」（経年仮設機材の点検、検査及び性能試験等の管理者講習会）に加え、本講習会である「機材センター総合管理講習会」（機材センターでの組織管理、整理整頓、機材管理手法、入出庫・棚卸管理、機械設備管理、安全衛生管理、教育訓練手法等の管理者講習会）を受講して頂くこととなりました。

### ●受講対象

- ◎仮設機材（枠組足場、つり足場、くさび緊結式足場、型枠支保工、墜落防止用設備等）を保有する建設会社及びリース・レンタル会社の機材センターの仮設機材管理者
- ◎仮設機材を保有し、架け出しを行う会社の機材センターの仮設機材管理者
- ◎仮設機材を使用する建設会社等であって、建設現場の仮設機材の受入れ管理者等

受講料 1名13,000円（昼食付）

講習時間 9:30~15:10

地区	開催年月日	開催場所	申込先（電話番号）
東京	2008年 1月18日(金)	仮設工業会東京試験所会議室 埼玉県所沢市東所沢4-8-3	社団法人仮設工業会 本部事務局 ☎03-3455-0448 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館

## 整備作業責任者講習会

### ●開催趣旨

平成18年4月の経年仮設機材管理基準適用工場規程の一部改正により、本会の適用工場の認定を受けている機材センターやこれから適用工場の認定を取得しようとする機材センターにおいて、新たに整備作業員に対する資質の向上等のため、「整備作業責任者」を当該業務を統括する単位ごとに選任頂くとともに、当該責任者に「整備作業責任者講習会」を受講して頂くこととなりました。

「当該業務を統括する単位ごとに選任する」とは、例えば機材センターにおいて、整備等を行う数社の構内協力会社がある場合には、一定の整備作業をまとめて一社の協力会社が一括して作業を請け負っていることから、それぞれの協力会社の担当責任者ごとに「整備作業責任者」を選任すること等です。

### ●受講対象（8月号会報の11頁Q&Aを参照下さい）

- ◎仮設機材（枠組足場、つり足場、くさび緊結式足場、型枠支保工、墜落防止用設備等）を保有する建設会社及びリース・レンタル会社の機材センターの「整備作業責任者」
- ◎仮設機材を保有し、架け出しを行う会社の機材センターの「整備作業責任者」

受講料 1名12,000円

講習時間 10:00~16:10

地区	開催年月日	開催場所	申込先（電話番号）
大阪	2008年 2月8日(金)	大阪府私学教育文化会館 大阪市都島区網島町6-20	社団法人仮設工業会 本部事務局 ☎03-3455-0448 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館

# 仮設工業会情報

## 会員の社名変更

第1種正会員	<b>AGCマテックス株式会社</b> 〒229-1112 神奈川県相模原市宮下1-2-27 TEL: 042-772-1171 FAX: 042-773-0617
--------	--

※太字が変更箇所です。AGCマテックス株式会社の旧社名は、旭硝子マテックス株式会社です。

## 単品仮設機材等の安全性に関する承認更新状況

申請者	(株)ダイサン
名称	ビケ足場用据置き式先行手すりBX-18F
承認年月日	平成19年11月8日
承認番号	06-23
申請者	日工セック(株)
名称	ラクラクタラップLT-24M
承認年月日	平成19年12月3日
承認番号	05-24
申請者	日工セック(株)
名称	ラクラクタラップLT-38A
承認年月日	平成19年12月3日
承認番号	05-25

## 工業会行事・活動

10月25、26日

大阪地区における「仮設機材管理者講習会」を大阪試験所会議室において開催する。(受講者数58名)

11月2日 香川地区における「整備作業責任者講習会」をサンポートホール高松において開催する。(受講者数34名)

11月2日 「適用工場見学会」を(株)ミルックス本社機材サービスセンターにおいて開催する。(参加者72名)

11月7日 大阪地区における「品質管理責任者更新講習会」を大阪試験所会議室において開催する。(受講者数午前19名、午後60名)

11月8、9日 大阪地区における「品質管理責任者講習会」を大阪試験所会議室において開催する。(受講者数43名)

11月9日 本会東京試験所に韓国建設仮設協会関係者が来会する。

11月12日 (財)日本適合性認定協会によるJIS Q 17025:2005試験所認定の定期サーベイランスが本会東京試験所において実施される。

11月14日 (財)日本適合性認定協会によるJIS Q 17025:2005試験所認定の定期サーベイランスが本会大阪試験所において実施される。

11月16日 北海道地区における「整備作業責任者講習会」を札幌コンベンションセンターにおいて開催する。(受講者数39名)

11月21、22日 宮城地区における「計画作成参画者の厚生労働大臣が定める研修」を宮城県婦人会館において開催する。(受講者数55名)

11月27日 第8回認定検査審査委員会及び第7回単品承認審査委員会を事務局会議室において開催する。

11月30日 九州地区における「整備作業責任者講習会」を九州ビルにおいて開催する。(受講者数73名)

## 編集後記

今月号の表紙は法隆寺です。法隆寺は飛鳥時代の姿を現在に伝える世界最古の木造建築として広く知られています。創建の由来は、推古天皇と聖徳太子が用明天皇のご遺願をついで607年(推古15年)に建立したといわれています。境内には国宝・重要文化財に指定されたものだけでも約190件に及びその中でも金堂本尊の釈迦三尊、夢殿本尊の救世観音、百済観音などが主なものです。

## 仮設機材マンスリー No.280 (1月号)

2008年1月1日発行/毎月発行 定価300円(送料・税込)

編集：発行：社団法人 仮設工業会

<http://www.kasetsu.or.jp>

本部事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-26-20 建築会館  
TEL.03-3455-0448 FAX.03-3455-0527

東京試験所 〒359-0021 埼玉県所沢市東所沢4-8-3  
TEL.04-2946-0445 FAX.04-2945-7452

大阪試験所 〒567-0053 大阪府茨木市豊原町4-41  
TEL.072-641-5910 FAX.072-641-5920

印刷：日本印刷株式会社